

# 産 業 建 設 委 員 長 報 告

令和 7 年 6 月 2 7 日

今期定例会において、産業建設委員会に付託を受けました議案 8 件及び陳情 1 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第 5 7 号 西都市企業立地促進条例の一部改正についてであります。

本案は、固定資産税の課税免除期間が延長となる業種を拡充することについて、所要の整備を行うものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 6 1 号 令和 7 年度西都市一般会計予算補正（第 3 号）について、本委員会に付託された部分についてであります。

歳出について主なものは、農林水産業費に世代交代円滑化事業補助金、商工費に空き店舗等利活用促進事業補助金、土木費に測量設計業務委託料などの予算が計上されております。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より「農業振興費に計上された世代交代円滑化事業補助金及び親元就農等支援事業補助金は、本市の基幹産業たる農業の持続的発展に不可欠な担い手の育成・確保を推進する極めて重要なものである。これらの貴重な財源が効果的に活用され、経営感覚に優れた有

望な新規就農者の育成・確保に繋がるよう、市が主体性を持って事業を推進していただきたい。」

また、「新たに空き店舗等利活用促進事業補助金が計上されているが、市民の自己負担が無く空き店舗や空き家の活用ができることはたいへん良いことである。市街地に限らず本市全域において活用され、市内の空き家問題の解決の一助となるよう取り組みを進めていただきたい。」

また、「土木費の道路新設改良費に測量設計業務委託料ほかとして 3,700 万円が計上されているが、これは、西都商業高校跡地周辺道路の改良計画に関する業務委託となっている。これは、地域の活性化や地区住民の利便性向上等に貢献できるものとする。早急に事業実施に向けて、地区住民や地権者、関係団体等に対する説明と協議を十分に行っていただきたい。」

また、「都市環境整備費に物件調査業務委託料ほかとして 1,800 万円が計上されているが、これは、西都バスセンターの不動産鑑定と物件調査となっている。市街地の街づくりに関連する調査費であるが、西都市の拠点となる重要な地域であるため、その計画の内容を早急に示し、市の活性化につながるよう十分な検討を行っていただきたい。」

との意見・要望がありました。

次に、議案第 65 号 令和 7 年度西都市公共下水道事業会計予算補正(第 1 号) についてであります。

本案は、他会計負担金返還金に 412 万 8 千円を増額補正しようとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 6 6 号 令和 6 年度西都市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

本案は、剰余金の処分として、5,659 万 3,331 円を資本金に組み入れ、2,327 万円を減債積立金に、6,870 万 505 円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 6 7 号 令和 6 年度西都市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

本案は、剰余金の処分として、618 万 9,375 円を資本金に組み入れ、226 万 3,000 円を減債積立金に、8 万 963 円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 6 8 号 令和 6 年度西都市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

本案は、剰余金の処分として、1,569 万 2,183 円を資本金に組み入れ、959 万 4,072 円を減債積立金に積み立てるものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 69 号 令和 6 年度西都市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

本案は、剰余金の処分として、435 万 1,950 円を資本金に組み入れ、826 万 388 円を減債積立金に積み立てるものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 74 号 一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団規約の変更についてであります。

本案は、令和 8 年 4 月 1 日より、新富町が経営する「新富町水道事業」を一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団が継承することに伴い、規約の一部を変更する必要があるため、関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めようとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第 2 号 「令和 8 年度新規就農者定着支援ハウス団地事業」の急遽中止を受けたことに対する、支援を求めるための陳情であります。

本陳情は、新規就農者定着支援ハウス団地の整備中止を受け、代替りの就農支援等を求めるものであります。

本陳情につきましては、ある委員より「西都市独自の特色ある農業支援策として、新規就農者定着支援ハウス団地の整備や親元就農等支援事業が打ち出された結果、西都市の農業はより門戸が広がり、多様な層の就農者を受け入れられるようになった。これらの事業は、西都市の農業活性化に不可欠な

ものになりつつある。しかしながら、ハウスの資材価格が高騰したことを理由に、令和7年度に計画されていた新規就農者定着支援ハウス団地の整備計画が中止となった。これは、ハウス団地での営農を期待して本市へ移住した方々にとって、まさに明日への道を閉ざされるに等しい事態である。国が掲げる新しい農政の方針、特に新規就農の促進という目標にも逆行しており、県外から移住して一から農業を学び始めた方々の期待を裏切るものであり、本市の信頼を大きく損なうことになる。新規就農者がこの西都の地で安心・安全に暮らせるよう、市として早急に代替策を講じることを強く求めたい。」との賛成討論があり、採決の結果、全会一致をもって採択とすべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。